

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 康博
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
コード番号 8411 (東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 12 期定時株主総会(以下、「本総会」)に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、執行に対する取締役会の監督機能の強化と経営のプロセスの透明性向上によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化および意思決定の迅速化による経営の機動性向上を企図し、委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものです。

また、委員会設置会社への移行に伴い、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することと併せ、株主の皆さまへの利益還元や資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を株主総会の決議によることなく取締役会の決議によって定める旨の規定を新設するとともに、これに伴い、所要の変更を行うものです。

加えて、平成 25 年 7 月 11 日付で第十三回第十三種優先株式の全部を取得および消却いたしましたので、発行可能株式総数および第十三種優先株式に係る発行可能種類株式総数を減ずるとともに、所要の変更を行うものです。

あわせて、意思決定の迅速化による経営の機動性向上の観点から、会社法第 370 条に基づき、書面または電磁的記録による取締役全員の同意があれば取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする規定を新設するものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日(予定)

以 上

この文書は、「定款一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

本件に関するお問い合わせ先
みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部広報室 03-5224-2026

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	3. <u>会計監査人</u>
4. <u>会計監査人</u>	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>52,251,442,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>52,214,752,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 48,000,000,000株	普通株式 48,000,000,000株
第十一種の優先株式 914,752,000株	第十一種の優先株式 914,752,000株
<u>第十三種の優先株式 36,690,000株</u>	第一回第十四種の優先株式 900,000,000株
第一回第十四種の優先株式 900,000,000株	第二回第十四種の優先株式 900,000,000株
第二回第十四種の優先株式 900,000,000株	第三回第十四種の優先株式 900,000,000株
第三回第十四種の優先株式 900,000,000株	第四回第十四種の優先株式 900,000,000株
第四回第十四種の優先株式 900,000,000株	第一回第十五種の優先株式 900,000,000株
第一回第十五種の優先株式 900,000,000株	第二回第十五種の優先株式 900,000,000株
第二回第十五種の優先株式 900,000,000株	第三回第十五種の優先株式 900,000,000株
第三回第十五種の優先株式 900,000,000株	第四回第十五種の優先株式 900,000,000株
第四回第十五種の優先株式 900,000,000株	第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	
(<u>自己の株式の取得</u>)	(削除)

現行定款	変更案
<p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条（条文省略）</p> <p>（基準日）</p> <p>第11条（条文省略） （条文省略）</p> <p>前2項のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第12条（条文省略）</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>（条文省略）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第13条 当社の株主名簿の記載または記録、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（優先配当金）</p> <p>第14条 当社は、<u>第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭によ</u></p>	<p>第7条～第9条（現行のとおり）</p> <p>（基準日）</p> <p>第10条（現行のとおり） （現行のとおり）</p> <p>前2項のほか、必要があるときは、<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条（現行のとおり）</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</u></p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 当社の株主名簿の記載または記録、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会による委任を受けた執行役において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（優先配当金）</p> <p>第13条 当社は、<u>第48条に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先</u></p>

現行定款	変更案
<p>る剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第 15 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
<p>第十一種の優先株式</p>	<p>第十一種の優先株式</p>
<p>1 株につき年 50 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年 50 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十三種の優先株式</p>	
<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	
<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式</p>	<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式</p>
<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p>
<p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式</p>	<p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式</p>
<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p>
<p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式</p>	<p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式</p>
<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(優先中間配当金)</p>	<p>(優先中間配当金)</p>
<p>第 15 条 当社は、第 53 条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第 1 項本文で定める額の 2 分の 1 の金銭による剰余金の配当(本定款において「優先中間配当金」という。)を行う。</p>	<p>第 14 条 当社は、第 48 条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第 1 項本文で定める額の 2 分の 1 の金銭による剰余金の配当(本定款において「優先中間配当金」という。)を行う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p>	<p>(残余財産の分配)</p>
<p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 15 条 (現行のとおり)</p>
<p>(議決権)</p>	<p>(議決権)</p>
<p>第 17 条 優先株主は、株主総会において議決権</p>	<p>第 16 条 優先株主は、株主総会において議決権</p>

現行定款	変更案
<p>を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。</p>	<p>を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき(ただし、<u>事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の第 47 条の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。</u>)はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、<u>優先配当金を受ける旨の第 47 条の規定に基づく取締役会または定時株主総会の決議</u>ある時までには議決権を有する。</p>
<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等) 第 18 条 (条文省略)</p>	<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等) 第 17 条 (現行のとおり)</p>
<p>(優先株式の取得) 第 19 条 <u>当社は、第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u> — 当社は、第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。 — <u>前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>	<p>(優先株式の取得) 第 18 条 (削除) 当社は、第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議または<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議または<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議または<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。 — <u>前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>
<p>(優先株式の取得請求) 第 20 条 <u>第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十</u></p>	<p>(優先株式の取得請求) 第 19 条 <u>第十一種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求すること</u></p>

現行定款	変更案
<p>五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>前項の普通株式の数は、<u>第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</u></p>	<p>ができる期間中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議で定める。</p> <p><u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間(以下、前項に定める期間とあわせて「取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</u></p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 (現行のとおり)</p> <p>前項の普通株式の数は、<u>第十一種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数、ならびに第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>当社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種 ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</p> <p>当社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、</p>	<p>当社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</p> <p>当社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後</p>

現行定款	変更案
<p>これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会決議で定める。</p>	<p>の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行のとおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>第 24 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>	<p>第 23 条 株主総会は、<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>執行役社長を兼務する取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>
<p>第 25 条～第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条～第 27 条 (現行のとおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p>	<p>(種類株主総会)</p>
<p>第 29 条 (条文省略) (条文省略) 第 24 条、第 25 条、第 27 条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<p>第 28 条 (現行のとおり) (現行のとおり) 第 23 条、第 24 条、第 26 条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>
<p>第 30 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 31 条 (現行のとおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 33 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 32 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 34 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役社長を定める。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役社長の職務)</p> <p>第 35 条 <u>取締役社長は、当会社の業務を統括する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 36 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会長および取締役副会長)</p> <p>第 33 条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役副会長</u>を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 34 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定められた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>前項に従い定められた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 (現行のとおり)</p> <p><u>前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第39条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第42条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第43条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第44条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第45条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第46条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続</u></p>	<p><u>決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第37条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第38条～第39条 (現行のとおり)</p> <p>第6章 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 47 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 48 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 49 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第 50 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選定方法)</p> <p><u>第 40 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役会において選定する。</u></p> <p><u>各委員会の委員長は、取締役会において選定する。</u></p> <p>(委員会規程)</p> <p><u>第 41 条 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第7章 執行役</u></p>
(新設)	<p><u>(員数)</u> <u>第 42 条 当社の執行役は、1 名以上とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(選任方法)</u> <u>第 43 条 執行役は、取締役会において選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>(任期)</u> <u>第 44 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(代表執行役および役付執行役)</u> <u>第 45 条 代表執行役は、取締役会において選定する。</u> <u>取締役会の決議により、執行役社長を定める。</u> <u>取締役会の決議により、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を定めることができる。</u></p>
第7章 計算	第8章 計算
(事業年度) 第 51 条 (条文省略)	(事業年度) 第 46 条 (現行のとおり)
(定時株主総会決議による剰余金の配当) 第 52 条 <u>定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u>	(削除)
(中間配当) 第 53 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第54条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第47条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第48条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする(本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 (現行のとおり)</p>

以上